

令和6年第14回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年12月16日（月）
開会 15時30分 閉会 15時55分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子
学校教育課長（以下「学教課長」という。） 柳井 慎也
社会教育課長 丸山 純一
体育保健課長 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 第14回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、ただいまから令和6年第14回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、山口委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田にお願いしています。

教育長の報告

- ・蒲江翔南学園表現教育研修会について

会期の決定

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時30分を予定し

ています。

教育長 はじめに、本日の会議の公開、非公開についてですが、本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、全て公開することとします。

議 事

【議 案】

議案第 45 号 令和 6 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について
・令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 46 号 佐伯市立幼稚園管理規則の一部改正について

議案第 45 号 令和 6 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは議事に入ります。議案第 45 号令和 6 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてを議題とします。令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 6 号）について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第 45 号令和 6 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、御説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

それでは、令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。今回の補正予算は、一般会計において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 3,603 万 8,000 円を追加しています。そのうち、歳出の教育費につきましては、1,078 万 8,000 円を増額補正しています。今回の教育費の補正は、全て令和 6 年 10 月 1 日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員給与費の調整分を計上したものです。財源については、全て一般財源としています。以上で説明を終わります。

教育長 それでは、ただいま説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしく願います。

教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第 45 号についてお諮りいたします。議案第 45 号令和 6 年第 5 回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第 45 号については異議なしとしたいと思います。

議案第 46 号 佐伯市立幼稚園管理規則の一部改正について

教育長 次に議案第 46 号佐伯市立幼稚園管理規則の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第 46 号佐伯市立幼稚園管理規則の一部改正について御説明いたします。

これは佐伯市立幼稚園管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

この議案は、満 4 歳児が入園できる市立幼稚園が全て閉園となったため、規則中の 4 歳児についての記載を削除及び整備し、あわせて、押印の省略に係る様式の規定の整備を行うものであります。

平成 24 年 10 月に定められた満 4 歳児が入園できる幼稚園は、大入島幼稚園、青山幼稚園、上浦幼稚園、吹幼稚園、大島幼稚園、米水津幼稚園の 6 園でありました。しかし、令和 3 年 3 月に策定をした佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書の閉園の基準に該当したことにより、多くの園が閉園となり、令和 7 年度から、渡町台幼稚園と鶴岡幼稚園の 2 園のみとなっています。満 4 歳児の入園できる市立幼稚園は全て閉園となっている状況であります。

規則改正の内容につきましては、第 2 条の入園の資格において、第 1 項から満 4 歳児の入園についての記載を削除し、満 4 歳児が入園できる園を定めた同条第 3 項を削除いたします。それに伴って、第 3 条の入園の期間を満 5 歳児の 1 年のみとし、第 6 条の学級の編成において、異なる年齢の幼児を混合してのクラス編成及び 35 人を超えてのクラス編成についての記載を削除し、1 学級の幼児数は 35 人以下というふうにいたします。

あわせて、押印が不要となっている様式第 1 号、第 4 号及び第 5 号について、押印を省略するように規定の整備を行いたいと思っています。

以上で佐伯市立幼稚園管理規則の一部改正の説明を終わります。

教育長 それでは説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第 46 号の承認についてお諮りいたします。議案第 46 号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 46 号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・令和6年度第3回オーガニックシティさいき「二十歳のつどい」について
- ・平和祈念館やわらぎ特別展「新聞記事にみる佐伯の近代～「活字」が伝える町の様子～」について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和6年第14回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 15 時 55 分